学校法人長聖　長野短期大学 ガバナンス･コードの制定

学校法人長聖は、日本私立短期大学協会が令和７年４月１日より施行することとした「私立大学・短期大学版 ガバナンス・コード【第２版】」に準拠し「学校法人長聖 長野短期大学 ガバナンス・コード」を制定・施行した。

学校法人・大学・短期大学は定めるところに従い、法令等を順守するだけにとどまらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し経営を強化するとともに、ステークホルダーに対して誠実に説明責任を果たすことが求められている。

このガバナンス・コードを制定し日常的に運用することによって、円滑かつ公正な法人及び長野短期大学の運営を目指すものとする。

令和７年４月

学校法人長聖

長野短期大学